

入札説明書

荷物等配送業務に係る入札公告（令和7年7月22日付け京都府公報。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年7月22日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部政策法務課（京都府庁第1号館2階）
電話番号 （075）414-4237
ファクシミリ番号 （075）414-4035
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
荷物等配送業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「荷物等配送業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり
 - (3) 業務期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
 - (4) 履行場所
業務仕様書に示す場所
- 5 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 6 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
 - (2) 京都府の「環境にやさしい配送宣言」又は「エコドライブ宣言」のいずれかに登録又は登録申請中の者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しない者であること。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 7で定める一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 入札参加資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月5日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、上記期間以外においても申請書等を受け付けるものとするが、審査に間に合わないことがある。

イ 提出場所

3に同じ

(2) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式及び第4号様式）

オ 取引使用印鑑届（別記第5号様式）

カ 財務諸表又は所得税確定申告書の写し

キ 一般貨物自動車運送事業許可書の写し

ク 「環境にやさしい配送宣言」又は「エコドライブ宣言」の登録書又は申請書の写し等登録又は申請中であることが確認できる書類

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第6号様式）

コ 誓約書（別記第7号様式）

サ 一般競争入札参加資格審査申請書類調書（別添）

シ 返信用封筒（第1種定形郵便物に住所、氏名等を記入し、110円切手を貼付したもの）

(4) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、荷物等配送業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式）により、申請書等を提出した者に通知する。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。

11 変更届

申請書等を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第9号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあつては資本金又は代表者の氏名、個人にあつては氏名

12 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（5又は6の(3)から(5)のいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第10号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する

書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第 11 号様式）により通知する。

13 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後 3 年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑にし、又は委託業務の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（第 12 号様式）により、その者に通知する。

14 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
- ア 日 時
令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 2 時
- イ 場 所
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁旧本館 1 階第 1 会議室
- (2) 入札の方法
- ア 入札書は持参又は郵送によるものとし、電送等による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。
- ウ 入札書は、持参により提出する場合、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「荷物等配送業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
- なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和7年9月4日(木)

イ 提出先 3に同じ

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、表封筒に、「荷物等配送業務入札書在中」と朱書きするとともに、審査結果通知書又はその写しを同封し、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、京都府政策法務課宛での親展として送付すること。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(エ) 郵送により入札に参加しようとする者は、あらかじめ、(10)の再度入札が行われる場合の再入札書を、入札書とともに提出することができる。

その場合、再入札書は入札書とは別の中封筒に入れ、「再入札書在中」と記載するとともに、(イ)の表封筒に同封するものとする。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案その他の添付書類(以下「業務仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。当該業務仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)に、別途配布する様式により、次の期限までに質問書の提出を行うことによって説明を求めることができる。

入札後、業務仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

質問書の提出期限 令和7年7月28日(月)午後5時まで(必着)

(8) 入札書に記載する金額

入札金額は、区分ごとの単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計額とする。

単価は円単位とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された課税対象金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合（郵送による入札の参加があった場合において、当該郵送による入札者又は代理人が(3)のウの(エ)によりあらかじめ再入札書を提出した場合を除く。）は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約書作成の要否

要する。

17 入札保証金
免除する。

18 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収する。

19 契約保証金
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号に該当する場合は、免除する。

20 その他

- (1) 1 から 19 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 業務仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること。
- (5) 業務仕様書に記載している発注予定数量は、見込数量であり、これを保証するものではないので留意すること。
- (6) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。